

平成 27 年度第 4 回（平成 27 年 12 月 17 日）図書館運営協議会 会議録（要旨）

1 出席者

運営協議会委員（11 名）

雪嶋会長、三浦副会長

糸賀委員、中村委員、成瀬委員、榎本委員、木村委員、齋藤委員、新妻委員、
平井委員

図書館側委員（4 名）

藤牧中央図書館長、梶資料係長、喜多利用者サービス係長、佐藤こども図書館長

図書館事務局（2 名）

大瀧管理係長、萬谷企画調整主査

2 場所 教育センター 5 階大研修室

3 議事内容

これからの図書館サービスのあり方について

【会長】

ただ今から平成 27 年度の第 4 回新宿区図書館運営協議会を開催いたします。この協議会は公開になっております。傍聴者の方がいらっしゃいます。本日、欠席のお知らせを受けているのが小松委員となっております。出席数の半数以上ありますのでこの会は成立しております。また、新田委員についてですけれども中央図書館長のほうからお話がありますのでよろしく願いいたします。

【図書館側委員】

中央図書館長でございます。新田満夫委員、図書館運営協議会に平成 25 年度からご就任いただいておりますが、去る 10 月 27 日にご逝去されました。新田委員におかれましては、皆さまへご案内のように雄松堂書店、丸善株式会社の代表取締役会長にご就任なさいまして、東京商工会議所の新宿支部長やまた日本古書籍協会会長、そしてまた日本洋書協会理事、さまざまなお要職を歴任されました。ここに謹んでご冥福をお祈りしたいと思います。以上、お知らせいたします。

【会長】

それでは、まず本日の配布資料についてですけれども、事務局から説明いただきますのでよろしく願いいたします。

【図書館事務局】

それでは配布資料について確認させていただきます。まず、事前に郵送させていただいた資料ですが4点あります。まず「第4回新宿区立図書館運営協議会の次第」、続きまして2点目が「新宿区立図書館基本方針改定素案のパブリック・コメントの実施状況と対応について」、3点目が「第四次子ども読書活動推進計画に関するパブリック・コメントの案」となります。4点目は、「返却期限延長が可能な期間の見直しについて」となります。以上4点でございます。

また、以前お送りさせていただいた資料が「新宿区立図書館基本方針(改定)」(素案)、「第四次新宿区子ども読書活動推進計画」(素案)となります。また、本日、机上配布させていただきました、『『絶歌』の取り扱いについて』『東京都青少年の健全な育成に関する条例(抜粋)』の2点となります。以上が資料となりますが、皆さんお持ちでしょうか。以上です。

【会長】

ありがとうございます。それでは本日の次第に従いまして協議事項のほうから進めたいと思うんですけども、これからの図書館サービスのあり方についての(1)です。「新宿区立図書館の基本方針(改定)」(素案)のパブリック・コメントについてですけども、それについて事務局から説明していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【図書館事務局】

皆さん、おはようございます。企画調整主査です。基本方針改定(素案)のパブリック・コメントについて説明します。

まず実施期間ですが、平成27年10月25日から11月25日まで行いました。パブリック・コメントの件数は9名、70件で、9名の内訳は男性5名、女性4名。年代が60代3名、50代2名、40代2名、30代1名、10代1名でした。

次に「基本方針改定(素案)のパブリック・コメントの実施状況と対応について」の3で、本日協議いただきたい方向性についてご説明をしたいと思います。対応の方向は6種類で、「ご意見を反映します」というものと、「ご意見の趣旨に沿って取り組みます」、「今後の取り組みの参考とします」、「ご意見の趣旨は取り込み済みです」、「ご意見として伺います」、「ご質問にお答えします」になります。「ご意見を反映します」というのは「素案を修正します」という意味になりまして、「ご意見の趣旨に沿って取り組みます」というのは「素案は変更をしませんのご意見を踏まえて取り組んでいきます」というものです。「今後の取り組みの参考とします」というのは、このままご意見を参考とするということで、次の「取り込み済みです」というのは「すでに実施しているもの」という回答になります。「ご意見として伺います」は、せっかくいただいたご意見ですけれどもお伺いするというだけという意味になります。「ご質問にお答えします」というのは、パブリック・コメントの意見が質問であるので質問に答えていきますというものになります。

今後の流れですが、本日、図書館運営協議会を経て 27 年度末から 28 年 1 月にかけてパブリック・コメントの回答を作成して、基本方針に必要な修正を行い、案として確定します。その後、区の各会議等へ諮りまして、3 月 4 日、区の政策経営会議で決定し、3 月 14 日、15 日の区議会、文教子ども家庭委員会に報告いたします。それで 3 月の下旬にこちらの図書館運営協議会に報告しまして、4 月に印刷、製本、配布等の予定で進めて行こうと考えております。それでは早速、パブリック・コメントの意見に入っていきたいと思います。

こちら件数が多いので、説明が必要な場所と思われる所だけ、かいつまんで説明させていただきたいと思います。まず 1 の 1 ですが、こちらは基本方針改定（素案）の 9 ページ、10 ページの新中央図書館建設と地域図書館の配置や、子ども読書活動推進計画についてご意見をいただいています。区の考え方としては「今後の取り組みの参考とします」ということで、素案は変更しないのですが、ご意見を踏まえて取り組んでいくというものになります。

2 番から次のページ、3 ページの 2 の 6 の所までは質問なのでご質問にお答えしていこうと考えております。

2 の 7 ですが、こちらは内容が素案本文に対してのご提案をいただいています、今回は文中にこの文言を追加するようなことは考えておりませんので、「ご意見として伺います」という回答をしたいと考えております。

次の 2 の 8 ですが、こちらは素案に誤りがありましたので修正するとともにご質問にお答えし、新宿区緊急震災対策の本文を資料編に記載していこうと考えております。

次の 2 の 9 の 1 からずっと「ご質問にお答えしています」のため、説明は省略します。続いて、4 ページの 2 の 11 です。こちらは「ご意見の趣旨に沿って取り組みます」と言っておりますが、お褒めをいただいたご意見となっております。

次が 2 の 12 から 2 の 13 の 1 ですが、こちらは段落の番号に誤りがあったりですとか、素案の文中に意味のない下線が引いてあったり太線になっていたりということのご指摘です。ですので、ご意見のとおり修正していこうと思っております。

続いて 3 の 1 ですが、司書の配置についてですが、現在、新宿区指定管理者も含めて職員 205 名のうち 124 名が司書で、指定管理者は基本協定で専門職員数を館の所属職員数の 5 割を超えて司書を配置するということになっておりますので、そのことも回答するとともに今後の取り組みの参考とさせていただきます。

その次のご質問ですが、下落合図書館の進捗状況についてですが、今のところ鉄筋型枠工事中という報告を受けておりますのでそのことをお答えしたいと思っております。それから 3 の 3 の今後の取り組みについては、開館時間を長くするよりも内容を充実してほしいというご意見で、今後の取り組みの参考とさせていただきます。

次のページに移りまして 3 の 4 ですが、こちらは「新宿にふさわしい中央図書館を望んでいます」というご要望で、新中央図書館については区の方針を踏まえていくため今後の取り組みの参考とさせていただきます。

3の5については、学校図書館の予算のことになりまして、こちらは学校運営課が所管となっておりますので、伝えるとともにご意見として伺いたいと考えております。

次の4の1ですけれども、こちらはご自身で考える図書館の定義を述べられておりまして今後の取り組みの参考とさせていただきます。

それから次の4の2ですけれども、「法的機関はホームページに載せてある」とか、「ホームページを見ろとって情報弱者をつくっている」というようなご意見になっておりまして、今後の取り組みの参考とさせていただこうと思います。

次の6ページも情報弱者のことについてご自身の考える情報弱者の定義を述べられております。こちらも今後の取り組みの参考とさせていただきます。こちらの4番の方は、基本にご自身の考えを述べられておりまして今後の取り組みの参考とさせていただいたり、あとご質問にお答えするというようなものがほとんどになっております。

7ページの4の7ですけれども、マイナンバーカードの通知カードと同封されている、国の説明書に「このカードでいろいろなサービスができます」と書いてありまして、そこに図書館利用者カードにも使うようなことが記載されております。この方は、マイナンバーカードを図書館の利用者カードに活用することは反対をしております、それであれば住民基本台帳カードを活用して図書館の利用者カードにしてはどうかというご提案をいただいております。住基カードとかマイナンバーカードについては図書館の管轄ではありませんので、今後の取り組みの参考とさせていただこうと思っております。

続いて次のページですが、こちらもご自身の考える定義を述べられたり提案をいただいているところですがご意見として伺おうと思っております。

そして4の9も同様にご意見として伺わせていただいて、10ページの5の1ですが、こちらは複本図書の考え方についてのご意見をいただいております。区の複本購入については予約件数とも兼ね合いながら購入しているところですが、新宿区では最大で1館3冊まで、10館ありますので30冊までの購入というふうに運用しておりますのでご意見として伺わせていただこうと思います。

次に6の1についてですが、図書館員が毎週、本を紹介してほしいというご要望です。中央図書館で現在、図書館員が選んだ本の企画展を行っております、こちら大変好評をいただいているところです。今後の取り組みの参考とさせていただこうと思います。

続いて11ページです。11ページの6の3は、高齢社会の現代、情報格差のないように図書館にインターネットの環境整備をしてほしいというご要望です。既に実施していますので「ご意見の趣旨は取り込み済みです」という回答をさせていただきます。ただ利用者への周知についてはまだまだ広く伝わっていないようですので、今後、周知方法について考えていこうと考えております。

次に7の1ですが、こちらは前回、図書館運営協議会でも議論させていただきました区内在住、在勤、在学者がより利用しやすい仕組みを検討してくださいというご意見です。今後の取り組みの参考として進めていこうと考えております。

8の1と8の2についてですが、資料の収集、保存や行政支援は当たり前のことなので方針の項目に載せる必要はないのではないかとのご意見ですけれども、検討が必要な事項と区では考えておりますので素案に変更はなくこのままご意見として伺おうと思っております。

8の3についてですが、こちらは「デジタル教科書を作れないか」というようなご要望になっておりまして、教科書のデジタル化のような課題につきましては教育指導課が所管となっておりますので、そちらに意見を伝えるとともに考えてまいりたいと思います。

最後ですけれども、こちらでも新中央図書館についてのご質問になっておりまして、区の方針を踏まえた回答をいたします。

以上がパブリック・コメントの意見とその方向性で、本日、こちらでも区の方針がこの事務局で考えたとおりでよいかどうかということも議論していただければと思います。また、今後サービス計画を作っていくのですけれども趣旨は基本方針の12ページに書いておりまして、これまで素案を作るときにいろいろご意見をいただいて考えたとおりになっております。そのサービス計画のほうも各図書館ごとに作りまして、冊子として作成して配布してホームページでも公表するというものになっております。作成スケジュールは1月末までに各館と中央図書館、子ども図書館でサービス計画案を提出しまして、3月中に調整をし、3月末の図書館運営協議会ではそのサービス計画の全体をお示しする予定で考えております。その後の4月に統計等を調整しまして5月末ぐらいに印刷をし、配布していく予定で考えております。以上が説明になります。

【会長】

ありがとうございました。それでは以上の説明の中でそれぞれの委員の方から質問、ご意見いろいろあると思います。まずは気が付いた所からご指摘していただいたほうがいいかなと思いますけれども、いかがでしょうか。順番どおりやったほうが分かりやすいかもしれませんけれども、皆さん、資料をご覧になって、これはこうすべきであるとか、あるいは違うのではないかと、いろいろなことがあるかもしれません。それではこの後お願いします。

【委員】

まず確認ですが、この中に「質問にお答えします」とありますよね。この質問の答えは公表するのか、それともこの質問をした方だけに返事をするのか。それからその公表の内容によって、この場で、いやこの質問にこの答えはないでしょうというようなことも当然あるわけですよね。だからそこが示されないとあまりコメントのしようがないのですが。

【会長】

これはお答えがまだできてないんです。

【委員】

それが分からないとこの場で、つまりこの問いに対してこの答えでいいかどうか。それから、回答は公開するわけですか。

【図書館側委員】

はい。

【委員】

そうなる余計にそれを見る方が多いわけだから、その回答内容によると私は思います。

【会長】

それを言われてしまうと、今日、話が進まなくなってしまうのですが。この回答については後でお話してお伺いしようと思っただけで、会長、副会長、図書館長で協議したいと思っておりますので、それをお教えいただきたいというところがあるんですけども、この場で今一つ一つ。

【委員】

いや、それはでも、運営協議会としての回答を出して、意見をもらったといったときに、質問の回答は全部一任っていうのは、それはあり得ないと思います。ちゃんとこの回答を示していただいた上で、この質問に対してこの答えでいいかどうかはやっぱり確認しないと。つまり、きちんと質問に答えてないというようなこともあるし、いや、この質問に対しては本当はこういうふうに答えるべきだということも当然あるわけです。それを示さず、この対応でいいかと言われて、それは少しあまりにもそっけないというか、それでは運営協議会で議論したことにはならないと思います。

【図書館側委員】

今のご意見ですけれども、事務局で回答案を作成した上でもう一度各委員の方々に配布をさせていただきまして、それでそこでまた協議が必要ということのご判断が会長、副会長のほうであるようでしたらこの協議会を来年にはなりますけれども開いて、そこで詰めていきたいというふうなことを考えたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【委員】

特にこの運営協議会に言及されている方がいますよね、このわれわれの会に。例えば2の9と、2の9の1二つともそうですよね。当然この協議会で議論したことについても、この全体の質問とか意見、パブリック・コメントは言及されている部分もあるわけなので、それに対する区のお考え方がいずれも「質問にお答えします」になっていますよね。これは

運営協議会としてそんな検討は行っていないとか、あるいはそういう方向ではなかったというようなことが区側から回答されたのでは、われわれとしては困ると思うんです。運営協議会の名前とこの会議体に言及した上で、しかもこういうふうに回答しましたと言った内容がわれわれの考えとずれている場合には困ると思うんです。

【会長】

それでは今の意見を踏まえますが、全てのお答えをここで作るには到底時間がないので、この中でこれは今議論すべきという所がもしありましたら優先順位をつけて議論していきましょう。例えば2の1については、ここで答えてもいいと思っているような話ですし、それから2の1の1については既に分かっており、ここで今議論することはないものがありますので、ここで議論すべき点、そこを今、出していただいたほうがよろしいかなと思いますけれども、そういう進め方でよろしいでしょうか。

それでは順番に確認していきたいと思いますが、1の1は新中央図書館の建設と地域図書館の配置についてで、ここでは議論できません。2の1の枝番がないは特に問題ないですね。

2の1の1です。これも既にホームページに載っているものですので、これはホームページで見ていただくということになります。2の1の2。これはここで議論できないと思うんです、逆に言うと。職員の問題です。

次に2の1の3ですけども、これはデジタル化できる、できないの話で、出版されている書籍を図書館でデジタル化にすることは、著作権上できませんので、ここは議論しなくていいと思います。

続いて2の1の4です。これは目録の問題になりますから、ここで議論できない話ではないかなと思うんです。2の2です。これは区史等データベースというのは既に公に出ている問題です。ですから、ここの答えは自動的に出ます。

それから2の3。これは近接する地域というのをどういうふうに具体的に示すかになりますが、近接している図書館というのは決まっていますよね。

【図書館事務局】

新中央図書館は現在の中央図書館の位置に建つことを想定しておりますので、その近接する図書館ということで必然と決まってきます。区の方針を踏まえてそういったご質問にお答えしようと考えております。

【会長】

そのような回答でしたら、特別ここで今議論する内容にはならないですね。それでは、2の3の1についてですが、いかがでしょうか。

【図書館事務局】

こちらにも図書館の配置についてのご質問です、区では今、実行計画の施設の在り方の検討を行っているのですが、そちらとの関係について回答しようと考えております。

【会長】

そういうことでしたら、これもここで議論はできないです。

それから2の4。労働環境のモニタリングについてですが、指定管理制度というものの話を説明することになりますね。

【図書館事務局】

こちらにも2の4から2の4の2については、評価について整理しましてご質問にお答えします。

【会長】

事業評価が二つですけど、これは随時行われていることを設問として答えるということですが、いずれも。次の2の5については、運営協議会が出てきます。運営協議会は、多くの人々の意見を積極的にきける貴重な機会だと思うのですがという質問です。これは運営協議会の実態をお知らせするというにすればよいのでしょうか。この運営協議会の議事録といいますかそういうものがホームページに出ておりますので、ですからそういうものはお伝えしていくということになると思います。

それから2の5の1についてです。ここも運営協議会ですけども、こちらについては少々ご説明しておかなくてはならないと思います。皆さんの認識とずれる可能性がありますので、ここではどういうふうにお答えするということになりますでしょうか。

【図書館側委員】

図書館法の中に条例で図書館の運営協議会を設けることができるというそういう図書館法の規定がございます。「できる」規定ということですので、図書館法に基づく運営協議会を設けている公立図書館もあれば設けていない図書館もあります。公立図書館ごとに運営協議会をつくるということが想定されております。新宿区の場合はこの図書館法による条例に基づく図書館運営協議会は設けておりません。その趣旨は図書館ごとにそうした運営協議会をつくるということよりは、むしろ図書館全体としてのいろいろな参加の観点から、また有意義なご意見をいただく、それから円滑な運営に資するというので、教育長が諮問をしてそれにお答えをするというような機関として、要綱として設置しているのが図書館運営協議会です。そういったことをここでご説明をしていきたいというふうに思っております。

【会長】

ありがとうございます。では、そういうところでよろしいでしょうか。

【委員】

例えば今みたいな回答をするのであれば協議会としては、私は大いに不満です。今のこの運営協議会の性格を説明しただけで、ではなぜ図書館法に基づく協議会よりもこの図書館法に基づかない運営協議会を選択するのか、そのメリットは今一切説明していません。それから大きな誤解は、これは図書館ごとに設けなければいけないというふうになっておりません。多くの自治体では複数の図書館があっても協議会は一つです。なぜなら中央図書館や、あるいは一番大きな図書館の館長が課長級であって、その人が所管するものであって、地域館は、普通はそういう位置付けではありませんから、普通は複数の図書館があっても一つの協議会を設けるのが一般的だと思います。従って新宿区の場合にも、10館あってもこの図書館法に基づく協議会は通常一つでいいわけです。そうであるならば常にこの運営協議会が実質的にその役割を担っているということであれば、法の精神にのっとってこれは図書館法14条に基づく協議会を設けたほうが、当然区長である、あるいは教育長に対する働きかけも位置付けとして強固なものになるわけですから、私はそちらにしたほうがいいわけです。けども今そういう説明をされるのであれば、なぜ法に基づかないほうがいいのかの説明をしないとこの方の回答にはならないと思うんです

【会長】

この協議会自身のもともとの要綱によって設けられていると思いますけれども、その経緯というところになるということですか。

【図書館側委員】

そうですね。それは私自身不勉強ながら、これかなり歴史のある協議会であるんですけども、要綱設置の至る経緯と、それから決して条例に基づくような運営協議会を今後一切やらないんだっていうような表明をするっていうことではないと思っているんです。だからその辺の図書館法が既定されている運営協議会ではなくて、要綱設置に至るその経過を調べまして、今ご指摘いただいたように要綱設置と、なぜ条例設置にしていないのかという経過を調べて、今のご意見もこのような形で説明をしていきたいと思っています。これについては先ほど会長のほうもここで言って整理をしていく中で、回答案文を作成して、ご意見をいただくようにしたいと思っていますので、そういうような扱いで行きたいと思っています。またこの運営協議会について今この場で何かご意見が他にもあるようでしたら、その辺のこともご指摘いただければ回答案文も作りやすいかなと思います。

【委員】

少々補足ですが、対応としては今の館長の説明でいいと思うんですけども、この質問された方は同時に望ましい基準についても望ましい基準に触れている図書館協議会の設置はありますかというふうにお尋ねです。つまり望ましい基準をどこまで尊重してこの基本方針ができていくのかというようなことにもつながっていくわけなので、先ほどの望ましい基準もちゃんと委員に対して説明しているのかとかいうよう事に対する答えともつながっていくと思うんです。

基本的には私はやっぱり要綱設置ですか、区の場合には。新宿区の場合には要綱設置のほうが望ましいとかメリットがあるんだということが説明できない限りは、恐らく私は責任を果たしたことにはならないと思うんです。ちなみに東京 23 区の中ではこの図書館法 14 条に基づく協議会を設けているのは杉並区だけなんです。あとの 22 区はどれも図書館法に基づく協議会はありません。豊島区にも同じように協議会ありますし千代田区にもあるし他の区でもやっているのですが、いずれも図書館法に基づかないんです。だから私は全体的な状況は分かっているつもりではおりますけど、でもせっかく法の精神があってそれにのっとってやるのであれば、本来はどう考えてもこれは条例制としてではなく議会の議決に基づく協議会のほうが望ましいわけなので、それに対してそうではないやり方を取っていることの説明責任はぜひ果たしていただきたいと思います。あくまで 23 区の状況は踏まえた上で私は発言しております。

【委員】

今、図書館協議会を法的設置者が条例に基づくのか、それともいわば要綱とか内規で決めていくのがいいのかと。以前はずっと内規のほうが良かったんです。要するに議会に結局いろいろ諮ると議会でなかなか進展しないわけです。そういう意味で区議会なんかも機関が限定されているので、それでやらなかったんです、基本的には。行政のほうが非常に議会に対してはスピーディーであると。議会のほうはゆっくりやっていたという、そういうので恐らく選択されていないはずなんです。それを決めたのは恐らく今から 40 年ぐらい前を基準にしてそうなったのだと思うのですけれども、その後、法的なものをなるたけ言っていこうじゃないかという辺りで、内規でやっていたものを順次法律に格上げする動きが起こってきているわけです。例えばサイバー大学なんていうのができたり、株式会社立の大学もわずかですができている。そうすると、それは従来ですと学校教育法の学校法人がないと大学が設置できなかったのですけれども、それに例えば民間企業が参入できる。ただし文部科学省の統制の外に学校ができたということもあるわけです。そういう意味で協力行政全般に今までは統制色が強かったのが、行政内部だけでやっていたほうがよかったのが議会との関係も強めようと。それは教育行政についても、新宿区は分かりませんが教育総合会議みたいなのを、区長と教育委員会が協議する場も設置されているはずなんです。そうすると、そういう場でこういう今まで不明確なものをもっと協議してお

互いにいいものにする、そういうふうなことをやれば懸案の採決、具体的には新中央図書館の建設なんかも促進できる可能性も幾らかにはあるんだと思います。だから時代の変化によってその組織の仕組みを変えたり、あるいはルールを昇格させるっていうことだと思います。

このパブリック・コメントを拝見させていただいたんですけれども、例えば6の3の事業で、「ご意見の趣旨は取り込み済みです」なんていう、すごく頭が高いんです。相手に意見を求めておきながら「ご意見の趣旨は取り込み済みです」という言い方は、ものすごく問答無用みたいな回答なんです。こういうのは、従来はそれでもよかったかもしれないけれども大変失礼なんです。素案自体は結構いいこと聞いている、意見の要所はいいこと聞いているにもかかわらず「ご意見の趣旨は取り込み済み」です。

それからもっと8の1とか8の2では、いろいろな要綱は不要だと思いますというのが出てくるわけです。それで、それに対する回答が「ご意見として伺います」。これも問答無用なんです。区としてはこれが必要だと考えておりますというふうに回答しなきゃ本来はおかしいということです。必要だと思っているのですから。だからそういう意味でこれを問題提起というか、質問に対する回答がすごく紋切型で何も考えてないわけです。ただ当てはめているだけではない。そういう意味では能力的な問題だからあまり言いたくないんですけど、この回答として、回答の中身はともかくとして回答の形式としてもなっていないんです。パブリック・コメントというのでしたら日本語自体、意見を応募しているわけです。だから地域住民や人から来てください、それいわばお頼みしているわけですから頼んでいるほうがこんな頭の高い回答では非常に困るわけで。特にこの「取り込み済みです」については、区としてはご意見のこういう趣旨はこういう形で取り組んでおりますと、こういうふうに回答しなくてはいけない。「取り込み済みです」という言い方は、問答無用でしょう。だからこういう姿勢はちょっと問題なので、中身は議論するとしてもその回答の要するに答え方です。姿勢、それを考えてもらいたいと思います。

【会長】

今のご指摘になった点はよく考えて議論をすると思いますけど、では先ほどの運営協議会の条例設置ですが、その次のこちらの協議会のほうからということ、これセットで答えができるのではないかなと思いますので、今後、条例を作るのか否かということ。今ここでは判断できない点でもありますので、今後の見通しがもしあるならですけども、今こういう経緯でこうなっていますという説明がまずあって、そのメリットというところがどんなふうに出てくるのかっていうことなんですけど、その辺が分からないのですけども、それがもし過去の経緯であるのであれば検討としてそういうことを出していただくと。図書館協議会を置くつもりがあるか。これはつまり条例を作れということになりますけど、この場合、この望ましい基準との関係については、どういうふうになるか、条例を作らない

とできないということで。こういうことは同じ、条例を作るか作らないかという問題になってしまいますけど。

【委員】

それは別に確かにこの場で決める必要はないし、運営協議会が決める話ではない。

【会長】

ですからそこを、今の所を整理していただいて、回答を作り、それを皆さんにお示ししますという形にここはさせていただきたいと思います。

その次です。2の6。ローリングについてですが、こちらはローリングの説明をするだけだからいいですね。2の6の1ですけど、これは「具体的にサービス計画が見直されたことがありますか」という質問です。これはないですから過去の経緯を示すということになっていくことになると思います。

続いて、2の7ですが、「ご意見として伺います」かどうかわかりませんが、これは12ページの(3)改定基本方針の実現に向けて(サービス計画)に、現行の基本方針にある文章を追加するとなお良いというようなことになっております。ここはどういうふうにお考えでしょうか。

【図書館事務局】

こちらは文中に入れてくださいということであつたんですけども、事務局で検討しまして本文には取り込まないこととしたいと思っているところですが、本日意見を伺って入れたほうがいいのかというのであればまた考えていこうかなというところです。

【会長】

これはサービス計画、改定案の12ページに「なお具体的な個々の施策については平成20年からスタートする新宿区総合計画・実行計画にリンクさせて推進していきます」ということですが、これをどこにどうやって入れるかということになるんですが。

【図書館側委員】

これにつきましては今の現基本方針の中にこういう文言が入っていることからご提案だというふうに思われるんですが、平成20年に作ったときの基本方針にこういったことが述べられているので、区も一番おもとになる計画は総合計画でございまして、これが実を言うと平成29年度でいったん終わるんです。30年度からの総合計画ができますので、もし入れるとしたら「新宿区の総合計画、またそれに基づく実行計画に基づいて推進していきます」というようなことを挿入することが一つ考えられます。

【会長】

これ総合計画にリンクさせるというのはむしろもっと大きな問題になるのではないかと思うので、サービス計画だけではなく一番最初の辺りでそういう文言があったような気がします、なかったですね。総合計画の中で位置付けの所でしたか、中になんか色濃く反映させてあったと、その全体的な改定としてこれは生きていますよということは入ってなかったんじゃないかな。

【図書館事務局】

すみません。改定の趣旨の所で、当初もう少し長い文章で入れていた所なんですけれども、区と教育委員会等の検討から「総合計画や実行計画を改定しているところなので、今は入れないでほしい」ということがありまして、それで削りました。それで、「はじめに」の中でそういうのを入れていったらどうかというふうに言われておりまして、それで当初、素案の検討をしていたときには確かにこのことについて入れていたのですが削った経緯があります。

【会長】

そうすると「ご意見として伺います」ということではなくて、むしろ質問には、今現在改定中であるため載せられないという質問に答えるほうが分かりやすいのではないかと思います。「ご意見として伺う」というのは、なんかよく分かんないところがあったので、質問している方は多分そういう事情はご存じないと思います。載せなかった理由を説明しておいたほうがいいかもしれません。ただ総合計画にリンクするということは、「はじめに」に載せるなど何か表現が必要になるかもしれません。それでは回答としては「はじめに」の中に入れていくと言う方向でよろしいでしょうか。

【図書館側委員】

そうですね。もっと総合計画、広い範囲に掛かってくる話なので、当然その総合計画に基づいてリンクさせて連携取って推進していくことは間違いのない話なので、それは入れるようにしたいと思います。

【会長】

では、そのようにお願いします。

その次2の8ですけど、これは同じ表現が2カ所あるということですが、どういうふうにするか。抄録を入れるのかどうか。

【図書館事務局】

抄録を資料編に掲載したいと考えておりますし、あと同じことを言っているのに場所によって異なる言い方をしているので統一しようと思っております。

【会長】

分かりました。ではそれは資料編のほうに加えてもらうということでもいいですね。それから2の9ですが、これも運営協議会についてですけども、ここはどういうふうにお答えになるという感じでしょうか。

【図書館側委員】

2の9のほうですけれども、こちらは一つ一つ運営協議会にお示ししてということではなくて後でさかのぼった形で議事録から抜粋して表記した、いう経過です。2の9ほうがです。それから2の9の1のほうで、「意見なし」というのは過去の議事録にさかのぼってこれに関しての意見がたまたま出てなかったというだけにすぎないので、今後この基本方針に記載しています資料の組織化のことだとか職員のこと、職員の研修ってというようなことも今回のこの基本方針の素案の中に人材育成とかそういった所で、この方針の6番目の柱の所です。そこに幾つか項目がありますので、これの進捗管理といった意味でも、またいろいろご意見を伺っていきたいというふうに考えてございます。

【会長】

皆さまがた、どうでしょうか。今の所は。

【委員】

冒頭に申し上げたように、この辺の質問の回答内容を拝見しない限りは意見が言えないと思うんです。で、この2の9ですけど、この質問された方のこの文章について、これはそのままを転載しているわけですか。この方の文章を。

【図書館側委員】

ほぼ。

【委員】

これ、それとも事務局で要約しているのかな。いや、この方「それとも」っておっしゃっているけど、前も項目を一つ一つお示しして意見を聞くことと、一読の要所を抜粋することは、私は両立するんだとは思いますが。だから説明として一つ一つ基準について説明したのか、一方それに対してこの運営協議会の場で出た意見の議事録にまとめているわけですね。その議事録の要旨から抜粋して事務局が整理するということは、別に私は両

立すると思うんです。問題はやり方として、議事録の要旨なのかどうかは事務局の作業なのでよく分かりませんが、別に項目を丹念に丁寧に説明していただいたわけではありません、ものすごく時間がかかる話ですから。でも全体に、望ましい基準というものはどういふものなのかを説明した上で、後は委員の方がその基準の内容を踏まえて今回の基本方針に対する意見を随時というか適宜に発言していったわけですね。それを事務局で整理したということであって、一つ一つ示したわけではないという回答はできるはずだと思うんです。つまりこの運営協議会の場で望ましい基準についてどういう説明をしたのか、それをきちんと説明し、議論の進め方を話した上で議事録要旨から抜粋をして基本方針に反映できるのは反映したい。この素案の 20 ページから 21 ページに意見のまとめた欄がありますよね、この方はそれをご覧になったのだと思うんです。ここに書かれているものの中に（意見なし）というのもあるので、その次の質問につながっていると思いますので、やはり 2 の 9 のほうの最初の回答の仕方は、今、館長が言われた内容では私は不正確だし、この方の質問に答えたことにはならないと思います。ですから、やはりその質問の回答案をきちんと示していただいた上で、運営協議会として納得した上で了承したい。そういう手続きはとっていただきたいんです。

【会長】

それではここの 2 の 9 と 2 の 9 の 1 の所、二つは案をお示ししたいと思います。それから次です。次が 2 の 10 は区民調査についてですけれども、これはどういう質問になるのかなんですけれども。いかがお考えかという、どうやって答えたらいいですかね。

【委員】

すいません、よろしいですか。例えばこういうことは館数辺りの人口とかなんかそういう客観的なことで示せるものでもないんですか。遠いとか、身近な場所に。新宿は決して図書館の数は少なくないと思うので、そういうことはきっちり 23 区の中で館数関数は決して少なくないですということを別にお答えしてもいいのではないかと思うので。

【図書館側委員】

2 の 10 の 1 のほうですか。

【委員】

2 の 10 の 1 番です。

【委員】

今これじゃなかったですか。

【会長】

結局、同じ話になると思いますので。そうしたら、まず2の10の1は、多分そんなに難しい答えではないと思います、身近な場所にあるという。地図も付いておりますので、それをお示しするっていうことになるのではないかと思いますけども。2の10の枝番なしについてですけど、これはあまり質問の趣旨が。

【委員】

だから、これは本当に質問された方の文章そのままなんですか。なんかある程度まとめているとか。

【図書館事務局】

いえ、まとめてないです。そのままです。

【委員】

設問が、項目が多いという意味ですよ。設問が多項目にわたりですよ。いや、いいですか。確かにこれちょっと質問の趣旨が分からない。だから本当は「質問にお答えします」という対応になっているのだけど、どうやって答えるのか。それを準備していただいたほうがいいと思います。

【会長】

正確なご質問の意図がよく分からないのですが、何らかの考え方ということを知っているのでそれに沿った答えの仕方をすればいいのですが、今ここで方向性が考えられないけども。

【図書館事務局】

事務局では、未利用者について区の考えはどうでしょうかと捉えたのですが、そういうことではないですかね。

【会長】

未利用者というか大いに利用してほしいというのがこの考え方です、当然のことながら。ですから未利用者がたくさんいたということが気になった、そこがよく分からない。その未利用者の視点で、そこをどうするかという考え方なら回答としては明確な回答だという。ちょっとそのくらいしかお答えできません。いいですよ、これも。

では、2の10の1が先ほどの委員がおっしゃったような所でも、新宿は身近な場所にあるということと、今、建設中の下落合図書館ができればここにも近い場所にあるということですけど。

それから2の10の2ですけれども、区民意識調査は、何年ぶりかということですが、

【図書館事務局】

平成14年と平成16年に調査しております、同じ内容の調査ではないですけれども、平成14年が地域図書館のこと、平成16年が区立図書館の利用状況と満足度について調査しております。そのことをご答えしようと思っております。

【会長】

では、平成16年以来ということで回答してください。その次です。2の10の3ですけれども、これ資料編についての項目になるんですか。特殊調査に図書館サービスを取り上げるというのは、これ具体的にどこを指しているのでしょうか。要するに図書館サービスについて、なんかそういう調査をしているかどうかという質問でしょうか。

【図書館側委員】

区民意識調査は毎年やっているんです。必ず経年的に変化を追う必要があることから、必ず聞く項目とそれからあとその時々調査をやると。これを特集調査と言っているんです。やはりこういった基本方針、図書館、非常に多くの方が利用されますので、改定するとかそういったときにはこの区民意識調査に特集調査項目として取り上げていきたいと考えています。そういうことをご答えします。

【会長】

分かりました。その次2の11ですけれども、これは、いいですね。では、2の12です。「ご意見を反映します」ということで、これもいいですね。

【図書館事務局】

はい、よいです。34ページのところですが、番号の振り間違えで、①が抜けているので修正します。

【会長】

分かりました。じゃあそのとおりですね。その次も、これも来年ですね。それから今2の12の1で、2の13は56ページですね。これは線が要らないということですね。下線が要らないということ。

【委員】

だから、こういうことの対応も「ご意見を反映します」というのは本当杓子定規というか、明らかに誤りなんだから素直に謝って訂正すればいいと思いますけど。

【図書館側委員】

その件についてちょっと申し上げますと、この「ご意見にお答えします」とか「趣旨は取り込み済み」ですというのは、これは区で行うパブリック・コメントの主文の回答パターンとなっているものです。区で行うパブリック・コメント、基本方針だけではなくていろいろやっていますけれども、主文の所はこの六つのうちのどれかになるというような決め事になっていまして、その下の回答文の所はしっかりと、せっかくお寄せいただいた意見なので丁寧に答えていきたいと思っています。本当に申し訳ございません。

【委員】

だとすれば、やっぱりこれは実際に回答の内容をきちんと記入して、それを事前に送っていただいて、みんなで見てから議論しないとあんまり意味ないと思います。

【会長】

今回はパブリック・コメントの締め切りからあまり時間がないんです。

【委員】

ちょっと時間的に大変だったと思います。基本方針、よくできていて事務局の皆さんも大変だったと思うので、このパブリック・コメントは形式的にやることではなくてとても大事な段階ですから。またびっくりしたのですが、なんか感想で申し訳ないんですけど、ものすごい熱心ですね。

何人か。驚くほど。そういう方に対して先ほど委員がおっしゃったように誠実に誠意を持ってお答えするっていうのはとても大切なことだと思うんです。すごくいいご指摘も多いですから。ですから、そういうものを踏まえてここで協議をしないと、また実際にどういう文章になるのかというようなことも不安と言えば不安なので。せっかくここまでいいものを作りあげてきたのに、そういう手続きでもって瑕疵があるのは嫌だなと思うのでどうでしょう、これを続けてもいいんですけど、ここからは事務局で誠意ある回答文を作っていたら、それで後でチェックしたほうがよろしくないでしょうか。

【会長】

今、そのような意見出ましたけど、今回このパブリック・コメント、実際にはこういう方もいましたということをお知らせする会として開かれた。それに対して区がどのように考えているかというパターンをお示ししたということで、そこに皆さんどうお考えになるかというところで終わらしたかったということですけども、私としてもこれを見たのが今週で、皆さんと同じようなタイミングで見えておりますので、それについて答えを用意することになります。ただ今後この答えを作るのにどのぐらい時間かかるかというところ

その答えを、また 1 回ここで集まって議論してそれを反映するという、日程的な問題だと思うんです。これ答えを作るのに事務局ではどのくらいの期間を予定していますか。

【図書館側委員】

年明けになりますが、内部的には 1 月末にいったん原案も集約しようということを考えています。今こちらの表の左側のほうに係ごとの割り振りを付けてあるんですけども、それぞれ担当のほうでまず原案を作って、それが 1 月末で、それからまたいろいろと私のほうで文言修正や、今日いただいた意見を踏まえて加筆修正をしていこうと思っています。いずれにしても図書館運営協議会は今年度、今日で 4 回目ということでございまして、予算上も年 5 回という定めがありまして、ここの要綱にもあるように 5 回以上できることはなっていて、そうしますと年度内にあと 1 回ということになるんです。なので、それがこの決定をする前にやるか、決定した後サービス計画としてやるかということなんですけれども、今私のほうの考えで申し上げますと、ラスト 1 回を区の政策経営会議が 3 月 4 日にありますのでその 1 週間前に運営協議会を開くか、または、そのときには先ほど説明したサービス計画が示せないと思うのですけれども、サービス計画がどのくらいまで示せるかっていうのがあるんですけれども、2月の末に1回やって、そこで固めるようなスケジュールはいかがでしょうか。

【委員】

2 月末までに準備ができるんですか。

【図書館側委員】

それは、もちろんそれをやっておかないとこの政策経営会議にはのぞけませんので、3 月 4 日の。準備をして行きたいと思います。

【会長】

そういう他のスケジュールがあるということなんですけど、それにこのスケジュールに乗せていくとして、もう 1 回パブリック・コメントの答えを検討する会議という、スケジュールリングで皆さまいかかでしょうか。そのときに議論をするわけなんですけども今答えが出ないのであんまりよく分からないということです。よろしいでしょうか、そういうことで。2月の末ぐらいの皆さんの予定を伺わしていただければと。特にここは重要だとか、あるいはご意見としてという所をいただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

【委員】

よく分からないのは7ページの4の7にあるマイナンバーについてです。住基ネットとシステムカードの活用。特にマイナンバー通知が私のうちも来ていますけれども。これに保険証、印鑑証明とか図書館カードが表現されているのですか。新宿の場合。

【図書館事務局】

新宿というより、国から送られてきた説明書の活用例に書いてあります。

【委員】

文にそう書いてある。私もよく読んでないので、そうなんですか。それでこれって現時点でどういうふうに、特に図書館で区としての方針はまだ決まってないんですか。

【図書館側委員】

現状では、区の方針といたしましては図書館の利用証に代わるものとしてマイナンバーカードを使うという考えはないんです。ただ利用証を発行する際の本人確認だとかそういうときにはもちろん使いますけれども、この社会保障、税も番号制ですので区としてはまずそこをしっかりとやっというということで、個人情報とかいろいろありますので、そういう考えでいます。

【委員】

分かりました。そうすると、これ対応がここでは「今後の取り組みの参考とします」になっていますが、本当にこれ参考にするんですか。

【図書館側委員】

これは、そうですね。むしろこのご意見の方は、マイナンバーカードよりも住基カードを活用したらどうですかということだったので、これは住基カードも所管している部署に問い合わせているので、「ご質問にお答えする」という形になるのか、今後何らかの検討の余地があるのかどうかというところは、まだ今の現時点では固まっていません。

【委員】

住基カードは、マイナンバーができてからなくなる方向性で検討されているので、住基カードが今後縮小するか、全然なくなるか分かりませんがそういうことだと思います。それからマイナンバー制度もまだ施行されてないうちに国会で改正議案が通って、最初の税とそれから福祉関係、それ以外にも利用できるという形で図書館の入館証なんかも利用するっていう方向性で法務省のほうでは説明しているんです。

だから、できればもし利用するのであれば住基カードを前提にするんじゃなくてマイナンバーを前提にして検討するけれども、新宿区としては当面やらないっていうそういう回答にしたほうがいいと思います。

【図書館側委員】

分かりました。

【会長】

これはここに「ご意見についてお答えします」というそういう答えになるのでしょうか。その他いかがでしょうか。

【委員】

10 ページの 5 の 1 についてです。これは出版社の立場からすると非常に重要なお意見なので。先ほど内規で、予約が多数入っている資料は、1 館 3 冊まで購入を取り決め、10 館だから最大 30 冊まで購入するという。それを回答で示すんですね。それは別にオープンにしていっていいわけですか、いや内規ってということなんですけど。なるべく具体的にお答えになったほうがいいかなというふうに思います。以上です。

本当は 3 冊じゃなくて 2 冊に減らしたいって答えていただきたいんですけど。

【委員】

これは確かに事務局として回答案を示していただいたほうがいいのですが、例えば今のも基本方針とどこまで関わるのかなとよく分からないんです。つまりこの基本方針が全部で 20 何項目かありますよね、それに対する直接的なコメントと、これを機会に図書館の在り方とか図書館の運営そのもの全体に関わるようなご意見なんです。だから私はこの基本方針、そしてそれに対する直接的なコメントにはそれはきちんと答えるべきだと思います。でもこれを機会に図書館の在りようだとかについて意見を述べたものについては、私は簡略化してもいいのかなぐらいには思っていますけど。だから先ほど複数の委員からご意見があったように、質問にお答えしますとかご意見として伺いますという所はもちろんもう少し補足の、この区で定めたさっきの六つの回答パターンのどれか一つで終わるんじゃなくて多少の補足は必要でしょうけれども、丁寧に説明するべきはこの 20 何項目のコメントに対する直接的な意見にはちゃんと答えたほうがいいということです。その辺がちょっとめりはり付けないと本当に事務局が大変だと思いますので、簡潔にしている部分は簡潔にしていると思います。

【委員】

これは、じゃあこのままの形でオープンになるんですかね。この質問に対する意見に対する回答というものの自体もオープンになるんですか。

【図書館側委員】

そうです。ホームページで公開します。

【委員】

なるほどね。ですから今、委員がおっしゃったように、今回の行政手続き上の趣旨としては委員がおっしゃるとおりだと思います。ただせっかくいい意見がこれ以外にも含めて出ているので、私はなるべくお時間の許す限りで誠実にお答えしたほうがいいかなというふうに個人的には思います。

【会長】

その他いかがでしょうか。まだご発言のない委員の方はいかがでしょうか。

【委員】

5 ページ、6 ページの情報弱者、4 の 2 と 4 の 3。本当に今ほどこの館に行ってもメールとかホームページだとかそういったものがたくさん出てきて、やれない人は会議にも出席できないのかなというような感じなのが聞こえてくるんです。やはりここに私たちの図書館の占めている所に、全ての人たちに優しい知の拠点であることを示しますということで、やはりこの辺りはきちっとどなたでも利用しやすいような、情報弱者をつくらなようなそういうようなお考えを持ってやっていただきたいと思うんですけれども。

【会長】

ありがとうございます。他にもそのような声があると思いますので、ここは情報弱者という問題だと答えの中に取り込んでいただいとしたいと思います。実際の所でなんかあったと思うんですけど。例えば4 の 6 で、17 ページに端末の整備をしてほしいというものもありますので、これも情報弱者を放置しないと書いてあって、ここも何かの形を思いで入れていただければと思います。

【委員】

私は中央図書館の建設について確認したいのですが、どういう方向で、いつ実現していくのかということをお聞きしたいのですが、例えば1 の 1 とか、それから最後の11 ページの8 の 4 とか。11 ページの8 の 4 を見てみますと、いつまで延長するのかというこの辺がなんかいつも私もよく分からないんです。ただ、そこを今現在どのような形で書くのか、

その辺ちょっと含めて説明していただいて、それに対する意見を、用意しようかなと思っています。

【図書館側委員】

中央図書館長です。このご質問は議会も含めて非常に多くいただいているところです。今までお答えしているものと整合性を保つような形でこのパブリック・コメントにもお答えしていこうと思っておりますが、新中央図書館は建設します。この計画が消えてるわけではないということもまた一つ。ただ財政状況等からその建設時期については、改めて判断するというにしています。それで、その改めて判断するのがいつなのかということは、今お示しはできないのですが、ただどんな検討を今やっているかと言いますと、早稲田大学が合築を申し入れてこられました。この新中央図書館基本計画ができたときです。この計画ができたときに早稲田大学の、具体的に言うとすぐ真向かいが理工キャンパスで、早稲田大学が「ここに合築をしたい」ということで申し入れてきまして、今、早稲田大学もどういう形で整備をするのか、何をそこに設けるのかというような内部的な検討をして、また区のほうとも情報交換しているというような状況です。

【会長】

そのことは答えに書けるんですか。

【図書館側委員】

早稲田大学や関係機関と検討を進めていますということは書けます。

他に、表に出して回答しているものとイコールの形で回答ということで考えたいと思います。

【会長】

具体的な日時が言えないということがずっとありますけど、そこが一番聞きたいところだと思います。そこが明確にできないと。

【図書館側委員】

そうなんです。そこがづらいところなんですけど。

【会長】

そこはそういうふうな方向で回答を作るというような形でお願いしたいと思います。

【委員】

やはり回答が分からないとなかなか言いにくいところがあるんですけども、2点だけ言っておきます。

2の1の4のデジタルアーカイブの話ですけども、先ほどの中では答えにくいというような話もあったんですけども、資料にキーワードをつけたりするというのは、私は意味があるのではないかと思うので、これはやはり考えていったらいいのかなというふうに思います。

それから7の1の区内在住、在勤とそういうような人の区別の話ですけども、私も結構都内の図書館は利用することがあってそういう制限は実感しているんですけど、やはりこれも検討していくべきことかなというふうに思います。ただ基本方針との関係において、あまりそういう区別の制限を強調することではないのかなとは思いますが、中では考えていく課題かなというふうに思います。

それから全体的なこのパブリック・コメントについての質問ですけども、この回答者、9名の方ということだったんですけども、これは新宿区の他の政策のパブリック・コメントと比べて、多いのか少ないのか、その辺がわかれば参考にさせていただきたいと思いません。

【図書館側委員】

ありがとうございます。9名はそうですね、ものによっても違うんですけども、まあまあ出していただいたかなと思っています。私が以前担当した例で言いますと、「絶対高さ制限」のパブリック・コメントってやったときにすごい数のご意見が来ました。700人以上来たんじゃないかな、なんか。それが最大値です。大体10名程度ぐらいというのがこれまでの推移です。新宿区のホームページをお開きいただいて、そこにパブリック・コメントのページがありますので、例えば新宿区パブリック・コメント制度と検索キーに入れていただくと過去のパブリック・コメントがヒットします。そこにこれも掲載されるということになります。

【会長】

では次の議題があるものですから、今回の基本方針の改定案に関するパブリック・コメントのご意見あるいは感想、あるいはコメントなど、ここで1回締めにしていただいて、回答はもう一度お示ししていただくことになっておりますので進めたいと思います。

それではもう一つは「第四次新宿区子ども読書活動推進計画」というパブリック・コメントについて説明をお願いいたします。

【図書館側委員】

子ども図書館長です。よろしく申し上げます。時間が迫っている模様ですのでごくごく簡単にご説明させていただきます。

提出者が2名。ご意見が枝番も入れますと全部で12点となります。1の提出者から、1の1は学校に十分な司書の配置を「1校1人毎日」お願いしたいということですので、現在、教育支援課で調整をしていますが、今のところ回答としましては、今後の取り組みの参考とするということでございます。なお2月12日に子ども読書推進会議を予定しておりますので、当然その前に回答を提出していきたいというふうに思います。

1の2でございますが、ここは病院にたくさん本を増やしてくださいと。特に病院への直接の予算はありませんので、現在行っている病院と調整の上、さらに拡大を検討していくという趣旨ですので、「ご意見を反映していきます」ということとなります。

1の3は、これはもちろんのことです。今後の取り組みの参考として、より一層子育て関係施設の読書環境を整えていきたいというふうに思っております。

2番目の人でございますけれども、かなりご意見というか感想の部分が多いんでございますが、2の1の1は要するにじじ、ばばと自らおっしゃっている方、60歳代ぐらいの方でございまして、もっと使ってねと。私たちをもっと使ってくださいというふうなご趣旨だと思います。区立図書館ではお年寄りを初め、さまざまな年代の方のボランティアグループがあります。また児童館、学校では既に昔あそび、囲碁、将棋などを高齢者の方々によって行ってございますので、こういった表現を考えています。

それから2の1の2でございますが、健康づくりを通してもっと情報交流しながら事業を進めてくれという趣旨でございますが、現在既に保健センターと地域図書館で絵本でふれあう子育て支援等を行っており、さらに関係機関、関係組織と情報交流を行っていきたいと思います。

2の2でございますが、何から何まで数値化し過ぎているのではないかということなんですけれども、4次では全64事業の中で五つの設置目標ということでそんなに「数値」が多いとは思いません。

2の3では、ここの「子ども質問なんでもどうぞ」という日を月に1回設けて好奇心をもうちょっとあおったらどうかというご質問で、これについては意見としてお伺いいたしますが、区立図書館ではカウンターにおいて子どもたちの疑問や要望等を聞きながら、回(解)答まで得られるよう図書資料の提供に努めていこうという方向でご意見として伺います。次に2の4でございますが、「親御さん、スマホを置いて子どもと話そうといったキャンペーンでもしなければと思います」が、これについては今後、第4次推進計画から本と絵本の講座を開催しながら、親御さんに段階的な絵本、児童書の選び方を紹介してまいります、保護者自らが本に親しむ環境づくりに努めてまいりますということでご質問にお答えいたしました。

それから2の5でございますが、ここの趣旨は子どもが活動する、読書の楽しさに気づくという観点でございます。中段のピーポくんうんぬんの事業は行いませんけれども、第4次推進計画では子ども読書リーダー講座を開催して、子どもたちが自ら読書活動の中心者となって学校、地域で活躍できるようにしてまいります。ということで、ご意見の趣旨に沿って取り組んでまいりますという回答でございます。

2の6ですが、ここはご質問にお答えするという事で考えております。

2の7でございますけれども、ここは、図書館データは既に取り上げて公表もしてございます。なお一層の魅力ある行事を展開してまいりたいと思います。なお読書スタンプでも考えてみませんかということについては、既に各区立図書館において行事の一環として読書スタンプを実施して多くの子どもに喜ばれております。

最後2の8でございますが、図書館で働くわれわれのインテリジェンスコミュニケーションを考えてください。それについてのご意見として伺うということでございますが、都立図書館および国際子ども図書館などの研修を始め、区立図書館相互研修を実施しているということで回答をしていこうと。以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。子ども読書活動推進計画のパブリック・コメントについても成文化できていないですね、第1回は。答えは既に作られていますでしょうか。

【図書館側委員】

方向性だけ、回答。

【会長】

では今のような方向性でお答えするというようなことで。このパブリック・コメント全体について質問やご意見、あるいは他にありましたらお願いいたします。

【委員】

ご説明どうもありがとうございます。基本的な考え方とこういった方向性での回答ということで、これまでやられていた取り組みだとかアイデアだとかそういったもののいろいろご説明が出たと思うんですけども、そういったものを踏まえてご回答いただければ、この方、シニア世代の方なので非常に真剣に子どもたちの未来を考えていらっしゃる方だなと思うので、私は基本にご説明いただいたとおりの回答いただければいいんじゃないかなというふうに思います。

1点私気になったのは、基本的にこういった回答されるのかももう少し知りたいです。2ページ目の提出ナンバー2の、意見ナンバー6。人は本来誰かのためになるというより心があると私は信じていますが、子どもが活動するための読書と改めて誰が何のための推進なん

ですかと問いたくなりますということですが、これは具体的にどんな感じでご回答されるおつもりなのか、お伺いしたいと思います。

【図書館側委員】

ありがとうございます。2の6につきましては、趣旨は子どもが活動するための読書とはということでございますが、本来子どもの読書活動推進計画の基本目的が新宿区の子どもがあらゆる機会、あらゆる場所で自主的な読書活動ができるようにすることでございますので、みんなそこに向かって家庭、地域、学校、図書館も役割を明らかにしながら、64事業ございますがこれに取り組んでまいりたいというふうな趣旨でご質問にお答えしようかなと思っております。

【会長】

一つだけお伺いしたい。ここに読書スタンプとありましたけども、今、読書通帳とかそういうのが最近あちこちで取り組んでおられますけど、そういうのを導入する。これはシステムの問題があるのでわかりませんが、導入するのはいかがでしょうか。読書通帳。

【図書館側委員】

システムとしては導入に多額の経費がかかるため、システムでの対応は現時点では考えていません。子ども図書館では夏休み等にスタンプラリーというようなイベントをし、読書通帳のような形の記録を行っています。

【図書館側委員】

そのスタンプラリーの後に希望者を募りまして読書通帳を自ら作って自ら記載するという方向でございます。もう一方で考えられるのは貸し出しのレシートが出せますので、それを貼っていくという方法も考えられるのではないかなというふうに考えてございます。検討は今後ということ。

【委員】

読書通帳とか読書スタンプというのは要するにゲーミフィケーションなんです。原理的な要素を取り入れることで利用者自身がそれ自体を楽しむということだと思います。それを業者がやると、システムとしてちゃんと印字できるようなものを行っているので、それを入れるかどうかという問題もあるので。あれは一部の企業がやっている事業になって図書館会で取り組んでいるという。今の回答で私は2の2についてですが、「ご質問にお答えします」というこの区の対応は、意見の所に「はてなマーク」が付いていると「回答をお答えします」というふうにしているように私には見えたんですが、2の2とかあるいは2ペ

一ジ目の2の4、これもこの質問にお答えするんですか。私は、別にこれは「ご意見として尊重する」でいいと思います。それだけです。

【会長】

それでは「ご意見として伺いますか」または、「ご質問に答えます」を考えて提出いただきたいと思います。回答を期待しているのかどうか分からないですけど。

【図書館側委員】

今の趣旨に沿って検討してまいります。

【会長】

検討お願いいたします。それではこれはよろしいでしょうか。あともう少しで時間です。あと二つほどその他として用意がありますので、そちらのほうに移りたいと思います。最初は図書館資料、提供、取り扱いについてということで、これは。じゃあお願いいたします。

【図書館側委員】

それでは資料係長から説明をさせていただきます。次第の3、その他の図書館資料について報告ということでさせていただきます。3点ありまして、1点目は図書館の登録団体に対してDVDの団体貸出を開始する件です。団体貸出を行う視聴覚資料は、現在16ミリフィルムや機材なので、これにDVDや関係機器を加えるものです。3月以降に実施予定です。

図書館資料収集要綱では社会教育を目的とした、教育上、芸能に優れたものとなっておりますので、そういったものを踏まえながら団体貸出し可能な許諾権付きのDVDを収集していきます。

2点目でございます。本日お配りした資料で『『絶歌』取り扱いについて』、この資料については、6月以降ご遺族から回収を求める等の申し入れが寄せられ、この間、残虐もしくは過激な内容が含まれているとの指摘を受ける等の経過がありました。区といたしまして、「図書館の自由に関する委員会」などを開催し、検討を行ってきた結果、対応といたしましては、自由委員会の内容を踏まえたものですが、取り扱いを決定して、現在貸し出しを行っております。まず被害者のご遺族への配慮及び区民のご意見に対する配慮が大切であるため、購入数は全区で1冊までとさせていただきました。それと館内での置き場所ですけれども、児童、生徒が知らないで手に取るということがないように閉架書庫に所蔵することにさせていただきました。また、実際の貸し出しの際にはお手元に配りました、この『『絶歌』の取り扱いについて』を添えて貸し出しを行うということとさせていただきます。このお配りした『『絶歌』の取り扱いについて』でございますが、内容は、ご遺族や青少年の配慮から購入を1冊とし閉架所蔵とすることに加え、図書館の収集した資料

がどのような思想や主張をとっていても、それを図書館が指示することを意味しないという「図書館の自由に関する宣言」の文言を記載させていただきました。本に貼るとかそういう形ではなく添えてお貸しすることにより、読む読まないの利用者に委ねる度合いを高めております。

3点目は東京都の青少年の健全の育成に関する条例の関係です。本日お配りした資料での条例の抜粋がお手元にございますか。経緯として、新宿の図書館が収集した資料が11月、青少年の健全な育成に関する条例の指定を受けました。その指定理由としてはわいせつではなく、残虐な内容を含むという意味でございました。事前に指定されたものを購入したというのではなく、購入した後から指定をされたということでございます。区としては今後の選書の際はこれまでに情報収集に努めて慎重に収集を行っていくことはもちろんでございしますが、この本の扱いにつきましては、都の所管によれば、この条例をちょっと見ていただきますと、条例の9条で、指定図書の販売等の制限の所がございします。

アンダーラインの所ですが、図書類の販売又は貸し付けを業とする者は、青少年に販売、頒布、または貸し付けしてはならないということでございます。東京都のほうでは、図書類の販売又は貸し付けを業とする者、これは営利非営利を問わないので公立図書館も含まれるということでございました。そういうことですので、区としては条例に基づいた対応を行わざるを得ない状況です。

それと次に閲覧についてです。閲覧については同じく第9条第4項で何人も青少年に指定図書類を閲覧させないよう努めなければならないという文言がございしますので、残虐な内容を閲覧させないと都条例の趣旨を踏まえて、実施の方向は閉架所蔵と制限を行うかどうか検討しているところでございます。一応、経過報告ということで以上でございします。

【会長】

今の報告で何か質問等ありますでしょうか。

【委員】

『絶歌』はもし子どもが読みたいと言って貸し出し請求があったときはどうするんですか。貸し出しはするわけですか。

【図書館側委員】

先ほどの「『絶歌』の取り扱いについて」を添えるなどしてご案内し、それでも請求があれば貸し出すこととなります。

【委員】

分かりました。そうだとしたら私はちょっと疑問です。それは同じように貸すわけですか。では何のために閉架書庫に所蔵しているんですかね。それだったら普通に開架で良い

のではないかと思います。私は逆にこの対応は評価しますけど。全区で1冊だと。でもって閉架書庫だというのは分かりますが、つまりこれは興味本位でそういうものを見るのではなくて、この手の犯罪を今後ないようにする。防止する。それから、そういうような少年の犯罪心理をちゃんと学ぶということは必要だから、こういうものは新宿区として所蔵することは私は必要だと思うんです。問題はその閲覧の目的が社会的に見て建設的な方向なのか、単なる興味本位で見るのかということ、この閉架書庫に所蔵することで、ハードルを上げることで私はある程度保てると思います。いちいち利用者にあなたは何の目的で読むんですか、そんなことは聞きません、もちろん。だけども一定のハードルを上げていくということは意味があることだと思います。そうした場合に、やはり一定の年齢の人がそういう目的で利用されるのであれば、それはどうぞ貸すなり閲覧させることは構わないと思います。合わせて四つあるのですが、これ『絶歌』という鍵かっこだけで、出版社だとかあるいは、そういう著者名の表示もともとないんだと思いますけども、それを出さないで鍵かっこ『絶歌』だけでこれが分かるといえば分かりますけど、図書館の資料の扱い方として鍵かっこ『絶歌』だけでいいのかというのが一つ。

それから途中に「図書館の自由に関する宣言」を引用していますね。引用しているくだりが鍵かっこで引用部分を示しているように見えますが、最後の「ありません」が除かれていますね。これは、「ものでは」の後がどうなっているのかが実は大事なわけだから、そこだけをなんか改変したりはしてないと思いますけど、だったらなぜ最後の所まで「図書館の自由に関する宣言」を引用しないのかがよく分かりません。ここの最後だって、前言ったようにこれを肯定で書くことだってできるわけでしょ。だからそこは改変してないということをちゃんと示すべきだと思いますけど。

最後、これに日付は入れないんですかね。日付は本来あるべきものだと思いますけど。だから場合によっては年月を経て社会的な影響がなくなった場合には、それを普通の状態に戻すという可能性もあるわけなので、現時点で館長が判断された日付を私は入れるべきだと思います。

【図書館側委員】

分かりました。

【図書館側委員】

日付や語尾についてはそのようにさせていただきます。ありがとうございます。

【委員】

『絶歌』の扱いですけれども私たちはこれでいいと思いますし、私自身は年齢で制限するのは難しいとか私はできないという感情です。

ところで一つ質問があるのですが、この『絶歌』の扱いについて新宿区の場合、かなりの時間がかかったのではないかというふうに思っているんですけども、他の図書館ではかなり前に収集されてOPACに出ている中で、新宿区はかなり最近まで出ていなかったと思いますけど、これは時間がだいぶかかったからといってまずいと言っているわけではないんですけども、その辺り、時間がかかったことについて経緯とか何かあるんでしたら聞きたいんですけども。

【図書館側委員】

確かに検討に時間がかかったというのは事実でございます、貸し出しをする際にはより丁寧な対応や説明をすることとしています。時間がかかった理由でございますけれども2点ありまして、やはりこの出版に対する全国的な反響やご意見があったということ、それについての検討ということ。それと被害者のご遺族への配慮、それとご意見、子どもたちへの配慮ということについてどのように対応していくかということについて、他の自治体の動向をなども把握しながら、この間いろいろと出されてきた週刊誌とかあるいはいろいろな専門家や論者の意見を、そういったものを考えながら検討させていただいたことがございましたので、そのために時間がかかったということがございます。

【会長】

よろしいでしょうか。

【委員】

この『絶歌』で青少年に読まれるのが適当であるかどうか。大人と青少年では本来違うはずなんです、読ませるにしても。青少年の条例でこの本は指定された図書に加わっていないのでしょうか。

【図書館側委員】

指定はされていません。

【委員】

そうすると青少年に読ませることが妥当かどうか。大人が読む分には構わないのだけでも、青少年に読ませる場合にこれ問題出てくるわけです、具体的には。その場合は青少年の意思を尊重するのか、それとも未成年者の場合ですと両親の承諾書みたいなものを持って、それで、閲覧させるかという、具体的には。大人はいいですけど。これ青少年に読ませる、閲覧させるという場合には原則として両親の承諾というのがいるというふうにしておけば問題はないと思います。これは知る権利とか、表現の自由とか、プライバシーとかいろいろ

るな問題が絡んできて、難しいですけど、手続き的に言えば公共図書館でやることといたらこの手続き的な問題なわけです。それで、後は法律的には未成年者が閲覧する場合には両親の承諾書を持ってきてください、あるいは両親と一緒に来るといった形で閲覧させるというふうにすれば問題ないと思います。

【会長】

その辺のことはいかがですか。

【図書館側委員】

これは先ほど資料係長が説明したように、まず区民からこういったものはやっぱり「子どもの目に触れさせないでほしい」とかそういったようなご意見がございました。この資料の取り扱いについては「図書館の自由に関する委員会」という職員で構成する委員会を新宿区立図書館は持っているんですけども、そこでも具体的にどうやってやろうかというところが大きな議題になりました。一つは貸し出ししないという幾つかの県立図書館もそういう扱いをしていらっしゃる所も全国で言うと3館ほどあるんですけども、18歳未満は貸し出し禁止っていうような。そこまではしない形で、閉架に置いてハードルを上げるんですけども、まず年齢的に言っても未成年というと20歳未満。青少年っていうと健全育成条例上は18歳未満で、比較的年齢が高い同じ中学生ぐらいと乳幼児や小学生とはまた違いますので、その辺の区分をどうしようかといったところもなかなか難しいことがございます。結論としては窓口で職員が、子どもがこれ見たいと言ってきたときには、これはこういう本なんだよということをよく説明して、納得した上で借りたいということであれば、それを妨げるようなことはしない。ただ、そのときに統一的に対応したほうがいいだろうということでこういったものを差し込んでいきましょう。これが結論となったのです。なかなか読者によって受け取り方も違いますし、同じ年齢でも受け止め方は違うと思いますし、そういったところがあるので図書館側のほうから予め区別をするようなことはやらないようにしましょう、というのが今回の結論です。

【委員】

その事後的な検閲という形に下手をすることになって、憲法違反になってしまう。それを避けつつ、一方の利益としては具体的にそういう残虐的なアートとか青少年には見せたくないとかというのとの例示の調整なわけです。その場合に開架方式にするというのは一つの手段ですよ。それは手続き的な問題ですが、この場合、未成年者といっても幼稚園児が見たいということは言うてこないはずなので、具体的には中学生、高校生の場合どうするのかという具体的な問題があって、18歳未満の人が見たいというのであれば最低でも民法にのっとった法定ラインのとおりを証する書面持ってきなさい、そうすれば見せますよというふうにしておくと全体的にいいんじゃないか。それだったら法的な根拠があるわけで

す。だからこの辺のところであれば、手続き規定だけだと弱い部分があるから、法的に補強しておいたほうがいいのではないか、ということです。

【委員】

この問題は、私は人によって考えが全然違うんです。特に私は遺族の不利益のほうなのです、どちらかというと。読むほうの知る権利というよりも、その利益はあるのですが、その利益の大きさと、この結果、遺族が全国の図書館で税金を使って運営されてる図書館で多くの人が興味本位で読まれるということが、一番遺族の心を傷つけると思います。本当に社会的に建設的な意味でこういうものを使って、先ほど申し上げたようにこの手の犯罪を防止する方向に働くのであれば、これは多分読む方も少しは納得していただけるだろうと思うんです。ところが、これがそのまま読まれるということが一番やっぱりよくないと思うんです。そういう意味で私は何らかの形でハードルを上げざるを得ないということで、この閉架書庫での対応というのはやむを得ないだろう。ただ図書館の自由の原則がありますから図書館によっていろいろな対応があっていいわけです。全国で画一的な対応を取る必要はないのであって、自由閲覧させている所もあれば、そもそもこういうものを所蔵しないという判断をした図書館もあるわけですから、それはそれぞれの図書館の自主性を尊重したいところであると思います。

今の年齢制限の話ですけども、ここにも青少年の配慮というふうにあるように、本来私は、保護者の同意というのがやはり必要だと思います。両親というよりいろいろな保護者の形態もあるので、やはり保護者の同意というのが本来あるべきだと思います。それが、なかなか今度手続き上とか難しい。年齢を18歳で引くのか、あるいは中学生と高校生の間で引くのかというのがなかなか難しいので、基本的には、私はこれの貸し出しをしないが、ただし館内ではどういう年齢の人たちも見られる。館内で貸した場合にそこから先の利用形態や、場合によっては汚破損、つまりいろいろと書き込みしたり切り取られたりという可能性も出てくるので、館内での閲覧だけという対応もあり得るんだとは思いますが。でもこれは本当に図書館の自由なので、図書館側の判断を本当に尊重したいというふうに考えます。

【会長】

ご意見ありがとうございます。ではこれについて図書館側は、現状ではこれで対応、今そういう段階と。これは議論の末ということでご理解いただきたいなと思います。ではその次ですけども、もう一つあります。「返却期限延長が可能な期間の見直しについて」です。

【図書館側委員】

利用者サービス係長です。事前に資料をお送りしているので、時間のほうも押しておりますので簡単に説明させていただきます。図書の一部の資料については予約が入っていな

ければ1回のみ2週間の貸出延長を行っています。この延長の受付を返却日の前日と当日にのみ認めております。利用者の方から「延長の受付期間を伸ばしてほしい」というご要望や、23区の状況等を調査したところ新宿が一番厳しいことが分かりました。そのため、貸し出しの当日の延長の受付はできませんが、それ以外の貸出期間中であればいつでも受付ができるよう変更したいと考えております。ただし今までは貸出期限日から2週間延長としておりましたが、今後は受付日から2週間延長することとし、次に借りる方にも配慮した運用を行いたいと考えています。ご意見をお願いいたします。

【会長】

これについては今よりも便利になるという方向ですけども、システム上、大丈夫なんでしょうか。

【図書館側委員】

大丈夫です。

【会長】

これについてはいかがでしょうか。

【委員】

趣旨は分かってご質問しますが、例えば2回借りたい、3回借りたいという場合はどうなのでしょう。続けて借りたいというような場合の取り決めみたいなものはあるんですか。原則は1回なんですか。

【図書館側委員】

返却すれば、その資料に予約が入ってなければ再貸し出しを行っています。

【委員】

例えば5回でも10回でもいなければ借りられると。

【図書館側委員】

そうですね。

【委員】

その辺を少し考えたほうがいいのかという感じがしますね。例えば今のような趣旨で次の人がすぐ借りられるというのであれば、たまたま借りた次の日に行けないということがあれば、やはりその辺がよく、しっかりと。

【図書館側委員】

返却をしますと貸出記録が消去されるので、利用者が同じ資料を連続して借りていてもわかりません。

【図書館側委員】

リセットされる。

【委員】

ではある程度は回数を減らすとか何か考えていますよね。

【会長】

それではよろしいでしょうか。時間が若干過ぎましたが、最後に何か今日のことでコメント等ございましたら、まだ発言のない方は。ではよろしいでしょうか。

【会長】

最後に事務局から次の日程についてお願いします。

【図書館事務局】

それでは次回ですが、2月の末の予定となります。お忙しい中、申し訳ありませんがご出席よろしく願いいたします。なお開催通知は2週間前に、資料は1週間前をめどに送付する予定です。

【会長】

それでは皆さん、今日はおつかれさまでした。ありがとうございました。

(了)